



日 鶏 協 回 覧 板

2025 年 10 月 1 日
一般社団法人日本養鶏協会

家畜伝染病予防法施行規則の改正に伴う エミューの指定検疫物への追加について

農水省からの周知依頼

令和 7 年 9 月 29 日、農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長より、当協会会長あて「家畜伝染病予防法施行規則の改正に伴うエミューの指定検疫物への追加について」の周知依頼がありましたので回覧します。内容は以下の通りです。

事 務 連 絡

令和 7 年 9 月 30 日

一般社団法人 日本養鶏協会会長 殿

農 林 水 産 省 消 費 ・ 安 全 局
動物衛生課国際衛生対策室長

家畜伝染病予防法施行規則の改正に伴う エミューの指定検疫物への追加に関する周知依頼について

このたび、改正家畜伝染病予防法施行規則（以下「施行規則」という。）が令和 7 年 9 月 29 日に公布されました。動物検疫に関する部分の施行は、令和 8 年 10 月 1 日となる予定です。

本改正により、施行規則第 45 条で定める指定検疫物にエミューが新たに追加されます。改正施行規則の施行後は、これまで動物検疫を受けずに輸入可能であったものも、動物検疫の対象となります。また、輸出国で飼養されているエミューにおいて高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザが発生した場合、当該国からの生きた家さん及び家さん由来製品の輸入が一時停止されます。

これらによる影響を最小限とし、今後も円滑に動物検疫措置を実施するため、下記内容の周知に御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 周知対象

- (1) 生きたエミュー、エミュー由来製品の輸入を行っている事業者
- (2) 生きた家さん、家さん由来製品（鶏肉、鶏卵等）の輸入を行っている事業者等
- (3) 海外へ渡航する者、海外から帰国する者

2. 周知内容

- (1) 現在、動物検疫を受けずに輸入可能であるもの（※ 1）が、令和 8 年 10 月 1 日以降は、動物検疫を受ける必要があること。
- (2) 令和 8 年 10 月 1 日以降、日本向けに生きた家さん、家さん由来製品を輸出可能な国（※ 2）で飼養されているエミューにおいて高病原性又は低病原性鳥インフルエンザが発生した場合、当該国（※ 3）からの生きた家さん、家さん由来製品の輸入が一時停止されること。

※ 1 例：豪州から持ち込まれるエミュージャーキー等。

※ 2 以下の動物検疫所ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.maff.go.jp/aqs/hou/require/kakin.html> （生きた家さん）

<https://www.maff.go.jp/aqs/hou/require/chicken-meet.html> （家さん肉等）

※ 3 相手国との取決めによって一部地域からのみ輸入が一時停止される国があります。詳細は上記ウェブサイトの各家畜衛生条件をご参照ください。

○令和 7 年 9 月 29 日官報

農林水産省令第四十四号

官報

日鶏協回覧板 発行者：一般社団法人 日本養鶏協会

〒104-0033 東京都中央区新川二丁目 6 番 16 号 馬事畜産会館内(5 階)

TEL：03-3297-5515 FAX：03-3297-5519 発行日：2025 年 10 月 1 日

編集・発行責任者：石井 馨(info@jpa.or.jp)